

堺市で相続が起きたら | 手続きの窓口と順番を税理士が整理

さかがみ会計事務所（税理士 坂上 茂・近畿税理士会 堺支部） TEL 072-343-0389（平日9:30-17:30／土9:30-12:00） <https://sakai-sozoku.jp/column-sakai-madoguchi.html>
2026年9月23日時点の情報です。最新の受付時間・必要書類・手数料は各機関の公式サイトでご確認ください。

この記事の要点

- 期限は、7日（死亡届）→ 14日（区役所・年金の届出）→ 3か月（相続放棄）→ 4か月（準確定申告）→ 10か月（相続税の申告）→ 3年（相続登記）の順にやってきます。
- 堺市では、死亡届・戸籍・保険の手続きは各区役所へ。7区すべてに、おくやみ手続きの案内や来庁予約の窓口があります（多くは事前予約制）。
- 相続税と準確定申告は堺税務署（堺市全域が管轄）、不動産の登記は大阪法務局堺支局、相続放棄・遺言書の検認は大阪家庭裁判所堺支部が窓口です。
- 当事務所は税務の窓口として全体の順番を整理します。登記は提携司法書士を、家庭裁判所の手続きは弁護士・司法書士をご紹介します。

一目でわかる：期限と窓口の早見表

ここまでの期限を1本の線に並べると次のようになります。**数え始める日（起算点）は法律ごとに違う点**にご注意ください。死亡届は「知った日から」、相続放棄は「知った時から」、準確定申告と相続税は「知った日の翌日から」、相続登記は「相続の開始と取得を知った日から」です。

期限（起算点）	手続き	窓口（堺市の場合）	根拠
7日以内 （知った日から）	死亡届・火（埋）葬許可	区役所市民課（時間外受付あり）	戸籍法86条
14日以内 （事実が発生した日から）	世帯主の変更、国民健康保険の資格喪失	区役所市民課・保険年金課	堺市の案内（公式サイト）
14日以内（国民年金） 10日以内（厚生年金）	年金受給権者死亡届・未支給年金の請求	年金事務所（郵送可）・区役所保険年金課	国民年金法105条4項・同法施行規則24条 厚生年金保険法98条4項
遅滞なく	自筆証書遺言の検認	大阪家庭裁判所堺支部	民法1004条
3か月以内 （知った時から）	相続放棄・限定承認	大阪家庭裁判所堺支部	民法915条
4か月以内 （知った日の翌日から）	準確定申告（所得税・消費税）	堺税務署	所得税法124条・125条 消費税法45条2項・3項
10か月以内 （知った日の翌日から）	相続税の申告・納付	堺税務署	相続税法27条
3年以内 （相続の開始と取得を知った日から）	相続登記（または相続人申告登記）	大阪法務局堺支局	不動産登記法76条の2

各手続きの詳しい説明、堺市7区の区役所・堺税務署・法務局・家庭裁判所・年金事務所の住所と電話番号、出典は、記事本文（<https://sakai-sozoku.jp/column-sakai-madoguchi.html>）に載せています。記事はブラウザからそのまま印刷もできます。

本表は一般的な情報です。個別の事情によって期限や手続きが変わることがあります。期限の数え始め（起算点）は法律ごとに違います。相続税・準確定申告のご相談は さかがみ会計事務所（TEL 072-343-0389／平日9:30-17:30・土9:30-12:00）へ。登記は司法書士、家庭裁判所の手続きは弁護士・司法書士の分野です。